

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第27号

平成23年度における地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センターの小児棟系統吸収式冷温水発生機、冷却塔及び周産期棟空調関連ポンプ改修工事に係る実施設計及び工事監理業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成23年6月24日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

1 担当部署（問い合わせ先）

和泉市室堂町840

（TEL (0725) 56-1220）

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

2 委託概要等

(1) 委託名称

大阪府立母子保健総合医療センター 小児棟系統吸収式冷温水発生機、冷却塔及び周産期棟空調関連ポンプ改修工事に係る実施設計及び工事監理業務委託

(2) 履行場所

和泉市室堂町840

(3) 委託概要

吸収式冷温水発生機2台、冷却塔1台、各種空調関連ポンプ9台の更新工事を行うための実施設計及び工事監理業務

(4) 契約期間

平成24年3月16日（金）まで

（うち設計・積算期間については、平成23年9月16日頃まで、工事監理は平成23年10月頃着手予定。工事時期・期間については、施工業者決定時期及び病院運営上の都合により変更される場合あり。）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者。(同項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。

- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。また、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (8) 建築設備設計・監理について、平成23年度の大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、建築設備設計業務入札参加資格区分において、Iであること。
- (9) 平成13年度以降に元請として、200病床以上の病院における新築、増築又は改修の機械設備工事の実施設計業務又は工事監理業務の受注実績があり、完了させた者
- (10) 200病床以上の病院における新築、増築又は改修の機械設備工事の実施設計業務又は工事監理業務について、平成13年度以降に管理技術者又は主任技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を有する建築設備士を管理技術者として適正に配置できること。（本入札の参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。）

4 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
平成23年6月24日（金）午前9時から同月30日（木）午後4時まで
- (2) 交付方法
大阪府立母子保健総合医療センター（以下「医療センター」という。）のホームページにおいてダウンロードができる。
ホームページURL：<http://www.mch.pref.osaka.jp>

5 入札参加資格確認審査手続

(1) 入札参加希望者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。

ア 提出期間

平成23年6月24日（金）から同月30日（木）までの日曜日及び土曜日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 提出方法

申請書類は持参するものとし、郵送又は宅配便の利用による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒594-1101 和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

(2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信切手を貼ること。（切手料金はA4版普通紙1枚と封筒分の重量とする。）

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成23年7月1日（金）に入札参加資格確認結果を通知する。

(4) その他

申請書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

6 設計図書等の交付

(1) 5(2)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、仕様書、参考図書、契約書（案）、入札要領及び一般競争入札心得（以下「設計図書等」という。）を平成23年7月1日（金）より交付する。

(2) 設計図書等は、本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

平成23年7月8日（金）午前9時30分

(2) 場所

和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 中央会議室

(3) その他

入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。また、入札に当たっては、本委託における入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 本委託の入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表して行う。

予定価格等は、平成23年6月24日（金）から医療センターのホームページにより公表する。

ホームページURL：<http://www.mch.pref.osaka.jp>

(3) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 入札の執行に当たり、入札参加者は、当該入札額の根拠となる委託費内訳書を提出しなければならない。

9 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

10 契約保証金

(1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

(2) 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

12 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において3の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

8(2)の予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき価格と同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退する事はできない。

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 契約手続等

(1) 契約書を作成する。

(2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1に同じ

(3) 当該委託に直接関連する他の委託の契約を当該委託の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無